2011 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名　イオン株式会社
代表者名　取締役兼代表執行役社長 岡田 元也
（証券コード 8267）
問合せ先　執 行 役　社 長 室 責 任 者 平林 秀博
（電話番号 043-212-6042）

（再送）株式会社パルコに対する資本・業務提携に関する書面提示についてのお知らせ

本日、2011 年3 月31 日に開示いたしました「株式会社パルコに対する資本・業務提携に関する書面提示についてのお知らせ」において、PDF ファイルの形式に不備がありましたので、資料の差替えをいたします。

以上

2011 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名　イオン株式会社
代表者名　取締役兼代表執行役社長　岡田　元也
（証券コード　8267）
問合せ先　執 行 役　社 長 室 責 任 者　平林　秀博
（電話番号　043-212-6042）

株式会社パルコに対する資本・業務提携に関する書面提示についてのお知らせ

イオン株式会社（以下「当社」といいます。）は、2011 年 3 月 29 日付で当社より発表しました「株式会社パルコとの資本・業務提携の提案とそれに対する回答に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が株式会社パルコ（以下「パルコ」といいます。）に対して行ってきました資本・業務提携の提案（以下「本提案」といいます。）に関して、同日、パルコより回答を受領しました。

これを受けて、当社は、昨日 2011 年 3 月 30 日、パルコに対して、添付の書面を提示しましたので、ここにお知らせいたします。

なお、添付書面にも記載のとおり、当社としては、本提案に基づく当社との資本・業務提携こそが、パルコの企業価値・株主価値の最大化に資するだけではなく、パルコのお客様・お取引先様・従業員の皆様を含むあらゆるステークホルダーの皆様にとっての価値の最大化を可能にするものと確信しており、引き続き本提案に基づく資本・業務提携の実施に向けてパルコとの間で協議を継続しその理解を得るべく努めて参る所存です。

また、2011 年 3 月 29 日付でパルコより発表されました「イオン株式会社からの提案書の受領と、それに対する当社取締役会の見解について」に、パルコの特別委員会が、パルコの第 69 期定時株主総会にて承認された「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）に基づき、本提案が、本買収防衛策に基づく一連の手続の対象となるものかについての検討を開始される予定である旨記載されています。しかしながら、添付書面に詳述のとおり、当社は、当社のパルコ株式の取得行為及び本提案のいずれも、本買収防衛策に定める「大規模買付行為」には該当しないことは明らかであると考えておりますので、この旨あわせてここにお知らせいたします。

今後、皆様にお伝えすべき事項が発生した場合には随時お知らせいたします。

以上

添付資料

2011 年 3 月 30 日

株式会社パルコ　御中

イオン株式会社

貴社取締役会のご見解に関しまして

拝啓

貴社におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2011 年 3 月 29 日付の「貴社提案に対する弊社取締役会の見解について」と題する書面（以下「貴社ご回答」といいます。）を拝受いたしました。

弊社といたしましては、2011 年 3 月 17 日付の「貴社と弊社の協力関係の構築につきまして」と題する書面にてご提案申し上げました事業提携案（以下「本提案」といいます。）こそが、貴社の企業価値・株主価値の最大化に資するだけではなく、貴社のお客様・お取引先様・従業員の皆様を含むあらゆるステークホルダーの皆様にとっての価値の最大化を可能にするものと確信しており、かかる事業提携案を実現するために、2011 年 3 月 25 日付の「貴社のガバナンスに関する再提案」と題する書面にてご提案申し上げたガバナンス案（以下「本ガバナンス案」といいます。）が有効であると考えております。

貴社ご回答によれば、本ガバナンス案について、現時点では貴社の企業価値・株主価値向上に繋がるものかどうか確信するには至らなかったとのご指摘を頂戴いたしましたが、弊社といたしましては、貴社にいまだご理解いただけていない部分については、貴社のご理解が図れるように、引き続きご説明申し上げる所存です。また、「本提案」記載の各種施策に関しては、貴社のご提案を受け、弊社といたしましても、その速やかな実現に向けて、貴社と弊社との具体的な提携のあり方につき直ちにも協議させていただきたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、貴社の平成 23 年 3 月 29 日付の「イオン株式会社からの提案書の受領と、それに対する当社取締役会の見解について」と題するプレスリリースに、貴社の特別委員会が、貴社第 69 期定時株主総会にて承認された「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）に基づき、弊社の本提案及び本ガバナンス案を含む一連の提案等（以下「本提案等」といいます。）が、本買収防衛策に基づく一連の手続の対象となるものかについての検討を開始される予定である旨記載されております。

しかしながら、①弊社の 2011 年 2 月 22 日付の「株式会社パルコの株式取得に関するお知らせ」と題するプレスリリースに記載のとおり、弊社は、現在保有する貴社の株式（10,133,800 株）の取得にあたり、森トラスト株式会社（以下「森トラスト」といいます。）及び株式会社日本政策投資銀行との間で、当該取得に関して何ら具体的な折衝、協議を行っておらず、当該取得は、本買

収防衛策において「特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が同意した者による買付行為を除[く]。)」と定義されている「大規模買付行為」には該当しません。なお、弊社の 2011 年 3 月 29 日付の「株式会社パルコとの資本・業務提携の提案とそれに対する回答に関するお知らせ」と題するプレスリリースに記載のとおり、森トラストと弊社は、本年 3 月 24 日に貴社第 72 期定時株主総会において共同して取締役選任議案に関して議決権を行使することを合意しましたが、これは、あくまで上記株式取得後に森トラストと弊社との間で協議を行った結果、同日に合意に達したものです。

また、②弊社による貴社持分法適用会社化のご提案については、事前に貴社取締役会にご同意いただくことを前提とするものであるため、これも「大規模買付行為」には該当しません。

さらに、③弊社による貴社の子会社化に関しても、そもそも弊社としては将来的にこれを行うことも有効な選択肢であると認識しているにとどまるものであって、現時点で貴社に対して何ら具体的な子会社化のご提案をしているものではなく、また、これも当然に事前に貴社取締役会にご同意いただくことを前提とするものであるため、「大規模買付行為」に該当しないことは明らかです。

以上のとおり、弊社の本提案等は、いずれの点においても、本買収防衛策に定める「大規模買付行為」には該当せず、また弊社が「大規模買付者」に該当しないことも明らかです。よって、本書に上述の通り、本提案の内容について貴社のご理解が図れるように、貴社と弊社との間の更なる協議を速やかに進めることを貴社に対して改めて強く求める旨ここに付記させて頂きます。

以上につき、ご不明な点等がございましたら、弊社担当者[redacted]まで随時ご連絡いただけますよう、お願い申し上げます。

敬具